附　則

第五十五条　第六条の二の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

第一号様式中「第六条の二第一項第三号」を「第六条の二の二第一項第三号」に改める。

第五号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

（旅館業法施行規則の一部改正）

第四条　旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の二　法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
第四条　旅館業を営む者は、第一条、第二条及び前条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更があつたとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。	**第四条**　旅館業を営む者は、前三条の申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

附　則

第五十五条　第六条の二第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

（医療法施行規則の一部改正）

第五条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第四章の三　（略） 第五章　医療法人 第一節・第二節　（略） 第三節　機関 第一款　（略） 第二款　評議員及び評議員会（第三十一条の三の五・第三十一条の四の二） 第三款　役員等（第三十一条の四の三―第三十二条の四） 第四節～第九節　（略） 第六章・第七章　（略） 附則	目次 第一章～第四章の三　（略） 第五章　医療法人 第一節・第二節　（略） 第三節　機関 第一款　（略） 第二款　評議員及び評議員会（第三十一条の四・第三十一条の四の二） 第三款　役員等（第三十一条の五―第三十二条の四） 第四節～第九節　（略） 第六章・第七章　（略） 附則
（法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者） **第三十一条の三の五**　法第四十六条の四第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（評議員に関する規定の準用） **第三十一条の四の三**　第三十一条の三の五の規定は、医療法人の役員について準用する。この場合において、同条中「第四十六条の四第二項第二号」とあるのは「第四十六条の五第五項において準用する法第四十六条の四第二項第二号」と、「評議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。	（新設）